

震災対策編  
第 5 章

東海地震に関する  
事前対策活動

## 第1節 総則

### 第1 計画の目的

東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定された地域では、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進と充実を図ることを目的とする。

### 第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

### 第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

## 第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

### 第1 市の体制

#### 1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、第3章第2節非常参集職員の活動に基づき配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備、また、
  - ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
  - ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
  - ・管理している施設の緊急点検
  - ・公立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

#### 2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発せられた時は、「茅野市地震災害警戒本部」を設置し、地域防災計画に定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 市内における地震防災対策の実施

### 第2 県の体制

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。

#### (1) 地震予知情報等の種別と活動体制

情報の種別	活動体制	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の

		収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進
--	--	-------------------------------------

※「東海地震に関連する調査情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

(2) 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条に基づき、長野県地震災害警戒本部を設置する。

ア 本部の組織

長野県地震災害警戒本部条例及び同規定に定めるところによる。

イ 本部の位置及び活動要領

(ア) 地震災害警戒本部は原則として、県庁西庁舎防災センターの災害対策本部室に置く。

(イ) 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第17条第7項、長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置及び長野県震災対策応急計画の応急対策に係る事項を行う。

2 東海地震発生のおそれがなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。

3 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

### 第3 防災関係機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

- a 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- b 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- c 管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。

また、その所掌事務について発災時に備えて準備を行う。

### 第3節 情報収集伝達計画

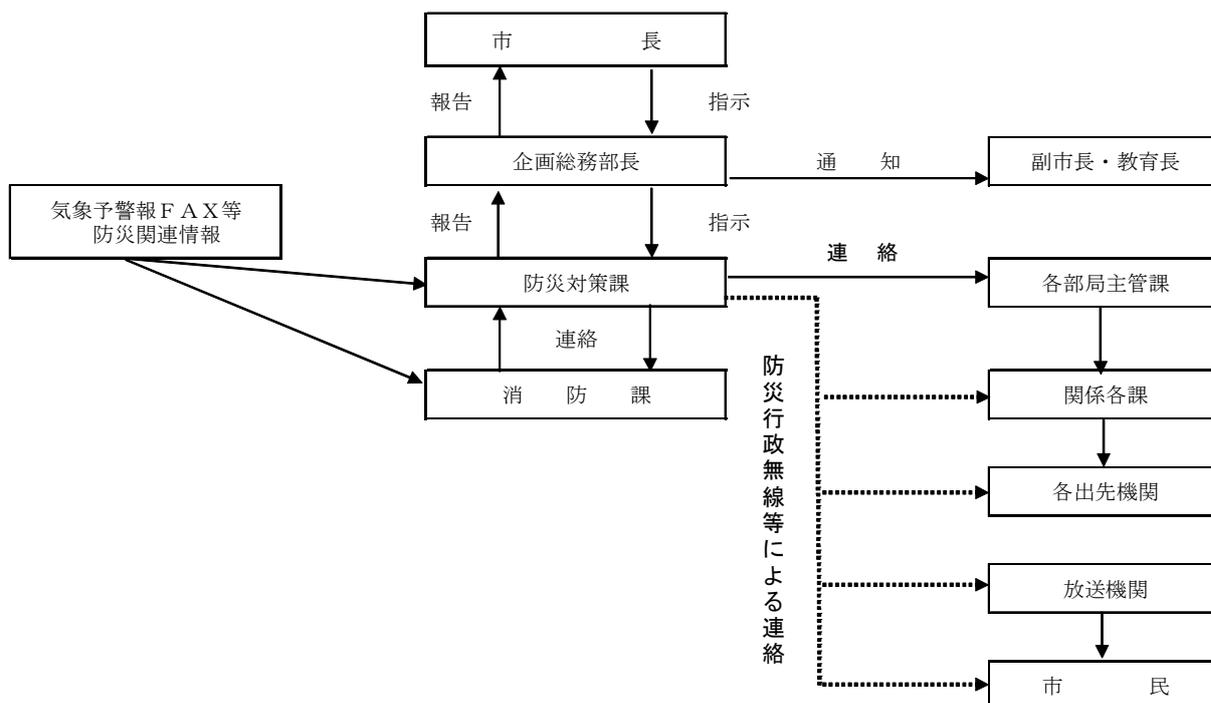
#### 第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

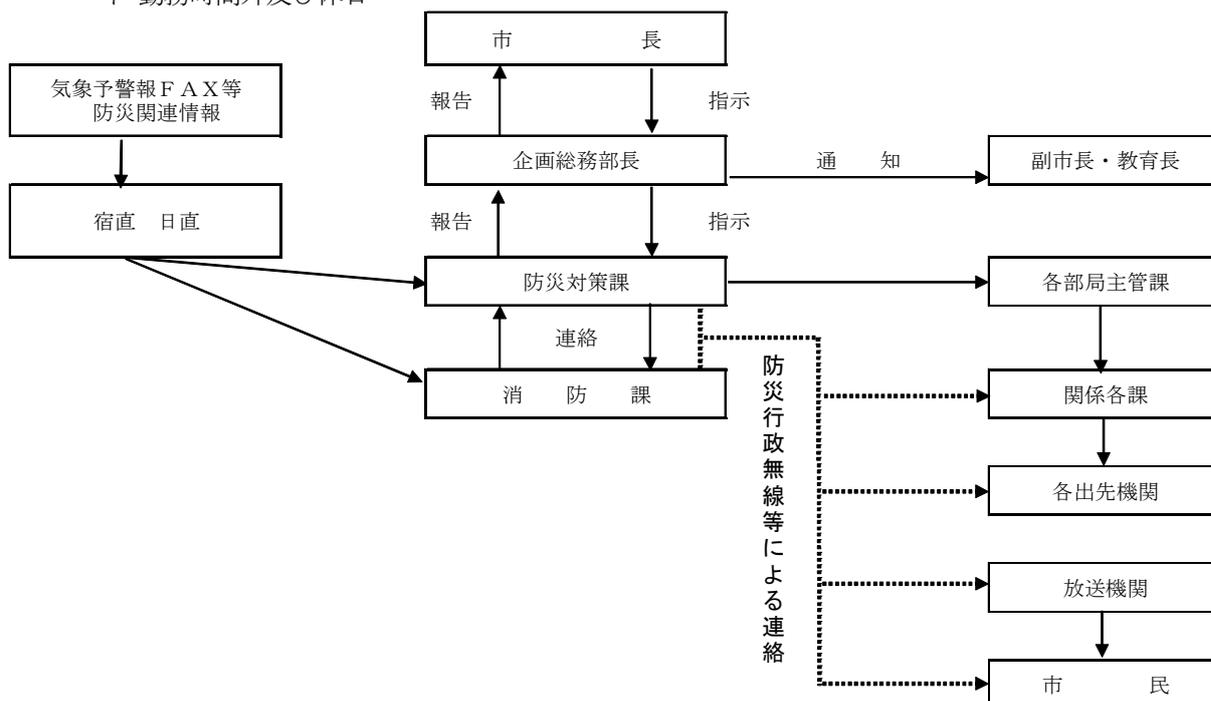
#### 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

##### (1) 伝達系統図

##### ア 勤務時間内



##### イ 勤務時間外及び休日



(2) 勤務時間内の伝達要領

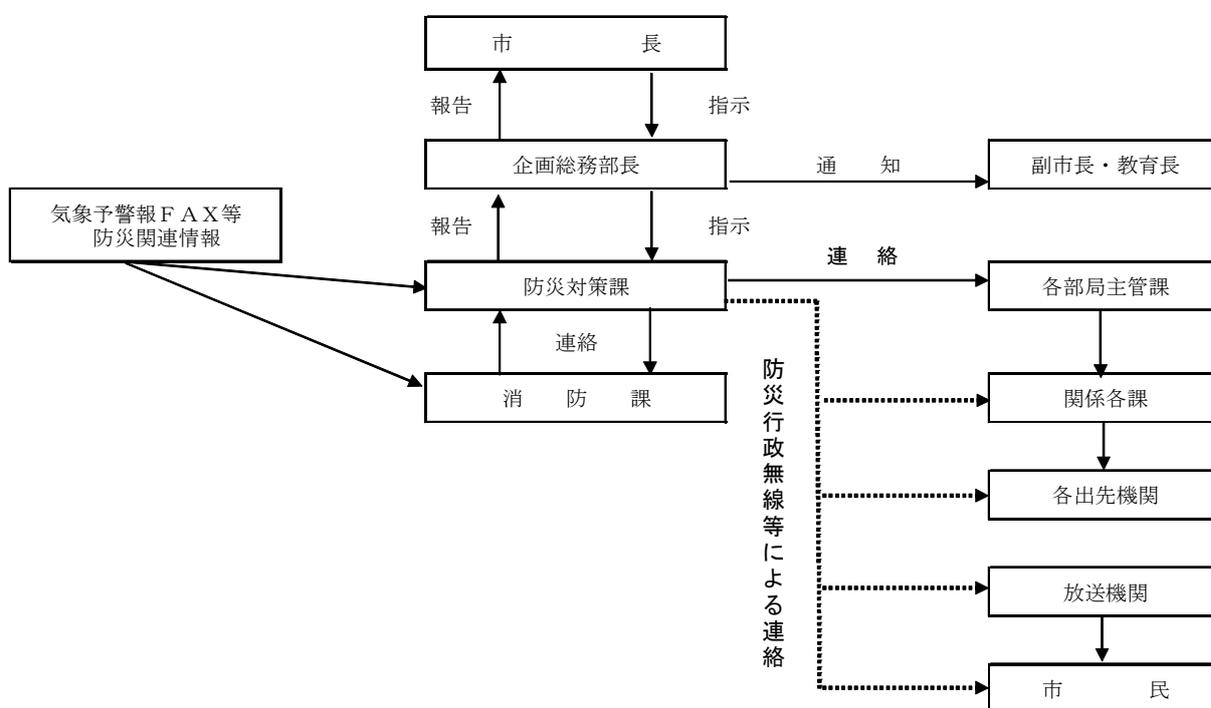
- ア 勤務時間内に、県等から東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した防災対策課長は、直ちに系統図に従い市長まで報告する。
- イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

- ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直職員は、ただちにこの旨を防災対策課長へ報告する。
- イ 報告を受けた防災対策課長は、系統図に従い市長まで報告し、必要な指示を受け、各部主管課に伝達する。
- ウ 防災対策課職員及び各部主管課職員は、速やかに登庁し、情報収集等にあたる。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

- ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を防災対策課長が受理した場合は、市長の指示により伝達系統図に準じて伝達する。
- イ 警戒宣言後、警戒宣言文及び地震予知情報等の通知を受理した防災対策課長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、指示に基づき、一斉庁内放送により庁内に伝達するとともに、関係機関及び防災行政無線等を活用し市民へも伝達する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	<p>【発表基準】</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合                      (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震注意情報	<p>【発表基準】</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合                      (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(臨時)	<p>【発表基準】</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合                      (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(定例)	<p>【発表基準】</p> <p>毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

市、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者—市町村—保健福祉事務所(保健所)—県警戒本部(健康福祉部)
金融機関の営業状況	金融機関—長野財務事務所—県警戒本部(危機管理部) (農協—市町村—地方事務所—県警戒本部)(農政部) (労働金庫—県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関—地方事務所—県警戒本部)(危機管理部)
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野地域センター—県警戒本部(農政部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R各社—県警戒本部(企画部)
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社—県警戒本部(企画部)
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者—県警戒本部(危機管理部)
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部—県警戒本部(健康福祉部)

	(社) 県医師会—県警戒本部 (衛生部)
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)—県警戒本部 (建設部) 地方整備局—県警戒本部 (建設部) 市町村—建設事務所—県警戒本部 (建設部)
緊急輸送車両の確保台数	(社) 県トラック協会—県警戒本部 (危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村—地方事務所—県警戒本部 (危機管理部)
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会—教育事務所—県警戒本部 (教育委員会) 私立学校—県警戒本部 (総務部)

## 第4節 広報計画

### 第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

なお、強化地域外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 東海地震注意情報受理時の広報

##### 【市が実施する計画】（企画総務部）

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

##### (1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

##### 【県が実施する計画】

県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

##### (1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

##### (2) 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかける。

### 2 警戒本部設置時の広報

#### ア 【市が実施する計画】（企画総務部、市民環境部）

市は、警戒本部が設置された場合は、県等からの情報を得て、次により広報を行う。

##### (1) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとるべき措置
- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ

- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民のとりべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

(2) 広報手段

公共情報commons、緊急速報メール、ビーナチャンネル、FMラジオ、新聞等で行うほか、広報車、ホームページ等により実施する。

また、防災行政無線、同報無線等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、市民に周知をする。

なお、外国人市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

市民等の問い合わせに対応できるよう、市に問い合わせ窓口等の体制を整える。

イ 【県が実施する計画】

県は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知に関する情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとりべき措置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとりべき措置
- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民のとりべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

(2) 広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車、インターネット等により実施する。

なお、外国籍市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

ウ 【防災関係機関が実施する計画】

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

(4) NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について市民に周知する。

(5) JR会社

報道機関及び駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。

(6) 路線バス会社

報道機関及び停留所等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。

(7) 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について市民に周知する。

(8) 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について市民に周知する。

(9) その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

## 第5節 避難活動等

### 第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍市民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難勧告、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の市民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

### 第2 活動内容

#### 1 避難の勧告又は指示

##### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部）

ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩落危険のあるため池等の下流地区
- (ウ) その他市長が危険と認める地域

イ 避難対象地区の市民等に地域防災無線、インターネット、広報車等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び避難勧告又は指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた時、市長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。

また、市長は、自主防災組織、市民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

- (ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び収容準備
- (エ) 収容者の安全管理
- (オ) 負傷者の救護準備
- (カ) 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護

##### (2) 【県が実施する計画】

ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難勧告、避難指示の実施に関する連絡調整及び指導を行う。（危機管理部）

イ 警察署は、地元市町村と密接な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力する。（警察本部）

ウ 警察官は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第25条に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。

- (ア) 危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告又は指示
- (イ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険な場所への立ち入りの禁止若しくはその場所

からの退去

(ウ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置。

エ 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は大規模地震対策特別措置法第26条で準用する災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

オ 次の事項について市町村に協力する。

(ア) 県が管理する施設の開放

(イ) 県が管理する介護施設等への該当者の収容

(ウ) 県が把握する物資等の供給、あつせん

(エ) 給水資機材の配備

### (3) 【市民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の市民等は、市長の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。

## 2 車両による避難

### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部）

ア 市は、県警察本部、県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。

イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておくものとする。

ウ 車両避難対象区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。

エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。

オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

### (2) 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

市町村が、必要最小限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。

なお、市町村から事前に車両避難対象地区について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的事項について精査・調整を行う。

### (3) 【市民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

### 3 屋内避難

#### (1) 【市が実施する計画】（教育委員会、健康福祉部）

- ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。
- イ 市は、屋内避難指針に従い、公立小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。
- ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じるものとする。

#### (2) 【県が実施する計画】

- ア 市町村が、屋内施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行う。（危機管理部、建設部）
- イ 県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市町村に協力する。（各部局）

### 4 要配慮者利用施設における避難対策

#### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、健康福祉部）

市は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

- ・ 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- ・ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ・ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

#### (2) 【県が実施する計画】

県は、避難対象地区内の要配慮者利用施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市町村を指導する。

#### (3) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。

また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ・ 夜間・休日を含めた連絡体制
- ・ 避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- ・ 利用者・入所者の態様に応じた避難先

### 5 避難活動

#### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部）

- ア 市は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。
- イ 避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。

(ア) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備蓄等について定めておくものとする。

また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。

(イ) 避難所で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。

(ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

(エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

(オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て市が行う。

(カ) 避難所には、運営のため必要な市職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。

(2) 【県が実施する計画】

ア 避難生活維持のための食料、生活必需品等の調達等について、市町村からの要請に基づき、調達、提供及びあっせんについて協力する。

イ 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町村が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように協力するとともに、必要に応じて市町村間の調整等を行う。

ウ 警察は、市町村と連携し、避難誘導の措置等について協力するものとする。また、避難所及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行う。

(3) 【市民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し市町村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

## 第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

### 第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、市民が自主防災活動により確保するものとし、市及び県は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、市及び県は必要な措置を講ずるものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 食料及び生活必需品の確保

##### (1) 【市が実施する計画】（企画総務部、産業経済部、教育委員会）

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった市民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行うものとする。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。

ウ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行うものとする。

エ 市は、避難対象地区以外において市民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。

また、上記の要請が可能となるよう、市内における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。

オ 生活必需品等の備蓄について、市民に対して周知するものとする。

カ 物資拠点の開設準備を行う。

##### (2) 【県が実施する計画】（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）

ア 市町村長の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、（一社）長野県LPガス協会、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と連携して物資の調達を図る。

この場合の調達先は、県と緊急物資の供給協定を締結した物資保有者を中心として、広く各業界に協力を求める。

イ 緊急物資の在庫状況や関係業界からの調達状況を勘案し、国に対して調達又はその準備措置を要請する。

ウ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、収容命令や保管命令を発する。

エ 広域物資拠点の開設準備を行う。

##### (3) 【関係機関が実施する計画】（農林水産省 総合食料局）

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10に基づき知事又は市長村長からの要請を受けて、緊急売卸の措置を講ずるものとする。

(4) 【市民が実施する計画】

市民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

(1) 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部）

ア 市民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

エ 応急復旧体制の準備を行うものとする。

オ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【県が実施する計画】

ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を行う。

イ 市町村が実施する飲料水確保対策を指導する。

ウ 広域的な応援体制を確立する。

エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

オ 広域物資拠点の開設準備を行う。

(3) 【市民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

## 第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

### 第1 基本方針

県及び市は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

##### (1) 【市が実施する計画】（健康福祉部、企画総務部）

ア 医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。

イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行う。

ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整えるものとする。

エ 傷病者の搬送準備をするものとする。

オ 市民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図るものとする。

##### (2) 【県が実施する計画】

ア 市町村、日赤長野県支部、医師会等に対して医療救護活動の準備を要請するとともに、県立医療機関での医療救護活動の準備を整える。

イ 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品等の緊急配分の準備を要請する。

ウ 強化地域以外の医療関係機関を含め、救護班派遣可能数及び搬送患者受入可能数を把握する。

エ 強化地域内の医療搬送拠点の確保を図る。

##### (3) 【関係機関が実施する計画】

###### ア 日本赤十字社長野県支部

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。

県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

###### イ (社)長野県医師会、茅野、原医師会

市町村又は県から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

###### ウ 災害拠点病院

発災に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

###### エ 国立病院、大学病院

県から協力要請があったとき、又は病院長が必要と認めたときは、救護班を派遣するもの

とする。

オ 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会

県から緊急配分について要請があった場合は、備蓄医薬品等の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

カ (社)長野県薬剤師会

県から要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

## 2 保健衛生体制の確立

県及び市は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、市民は、自己完結の努力をするものとする。

(1) 【市が実施する計画】 (都市建設部、市民環境部、健康福祉部)

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。

(2) 【県が実施する計画】 (健康福祉部)

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健所等保健衛生機関での出動準備を整える。

(3) 【市民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

## 第8節 児童生徒等の保護活動計画

### 第1 基本方針

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

なお、学校等においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 【市及び私立学校が実施する計画】（教育委員会）

学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないものとする。

なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引き渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市町村が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打合せのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないように配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、市地震災害警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、市地震災害警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
  - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
  - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
  - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

#### 2 【県が実施する計画】（教育委員会）

県立の学校は、市が実施する計画の例に準じて、県の地震防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

## 第9節 消防・救急救助等対策

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市は、市地域防災計画及び市消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、市は東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

### 第2 活動の内容

#### 1 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（企画総務部）

- (1) 市防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については市民等への広報を行う。
- (5) 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施するものとする。
- (6) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団屯所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

#### 2 【関係機関が実施する計画】（自衛隊、諏訪広域消防本部）

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立するものとする。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行うものとする。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保するものとする。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行うものとする。（諏訪広域消防本部）
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。（諏訪広域消防本部）

#### 3 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、健康福祉部、警察本部）

- (1) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、消火薬剤・資機材、救急救助資機材等県が保有する物質、資機材の点検、初動準備を行うとともに、市町村、各防災関係機関の消防対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況を確認する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (2) 警察庁、防衛庁及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。（危機管理部、警察本部）
- (3) 迅速な救急救助のため体制を確保する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (4) 警戒宣言が発せられた場合、報道機関の協力を得て、住民等に対し、火気使用の自粛、消火の準備等火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。（危機管理部、総務部）

## 第10節 警備対策

### 第1 基本方針

警戒本部は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。

### 第2 活動の内容

【県が実施する計画】（警察本部）

- (1) 正確な情報収集及び伝達  
警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。
- (2) 不法事案等の予防及び取締り  
悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。
- (3) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒  
避難地、重要施設等のパトロールの強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪・事故の未然防止を図り、市民等の不安の軽減に努める。
- (4) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導  
民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

## 第11節 防災関係機関の講ずる措置

### 第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 電力会社

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

#### 2 通信（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

#### 3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

#### 4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、

店頭での顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

(2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。

(3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

#### 5 日本郵便(株)信越支社

(1) 日本郵便(株)信越支社は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。

(3) 郵便事業(株)は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。

(4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。

(5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

## 第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

### 第2 活動の内容

#### 1 【市が実施する計画】（産業経済部、市民環境部）

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

#### 2 【県が実施する計画】

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 警戒宣言に便乗した悪質商法事犯の取り締まりや広報啓発活動を行うものとする。（警察本部）

#### 3 【市民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

## 第13節 交通対策

### 第1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。

なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 道路に関する事項

【市が実施する計画】（産業経済部、都市建設部）

- (1) 市は、関係業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。
- (2) 市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

【県が実施する計画】（警察本部）

- (1) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。
- (2) 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- (3) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。
- (4) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するものとする。
- (5) 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限するものとする。
- (6) 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行うものとする。
- (7) 自動車運転者の執るべき措置の指導  
平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

#### ○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中のとき	<p>① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。</p> <p>② 車両を置いて避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。</p>
避難するとき	第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

【中日本高速(株)が実施する計画】

中日本高速(株)は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

【路線バス会社が実施する計画】

- (1) 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

2 鉄道に関する事項

【市が実施する計画】（産業経済部）

市は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行うものとする。

【県が実施する計画】

県は、規制の結果生じる滞留旅客等の保護のために行う市町村等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行う。

【JR会社が実施する計画】

(1) 東日本旅客鉄道(株)

ア 東海地震注意情報発表時の対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止をしようとする。

なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内する。

- (イ) 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行う。
  - ・ 強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。
  - ・ 強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車（夜行寝台列車等）は、原則として強化地域内への入り込みを規制する。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。
  - ・ 強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施する。

イ 警戒宣言発令時の対応

- (ア) 警戒宣言が発せられた場合は、予め定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表する。
- (イ) 駅施設内の旅客及び停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内に残留させる。ただし、列車の停車が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難地へ旅客を避難させる。また、旅客に対し必要に応じ食事のあっ旋を行う。
- (ウ) 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行う。
  - ・ 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
  - ・ 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させる。
  - ・ 強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行う。

## 第14節 緊急輸送

### 第1 基本方針

警戒宣言時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。

なお、県、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

#### 2 【市が実施する計画】（都市建設部、企画総務部）

- (1) 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図るものとする。
- (2) 市は、必要に応じて、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

#### 3 【県が実施する計画】

##### (1) 交通規制等

ア 県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法第24条に基づき地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（警察本部）

イ 交通規制課は、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。

ウ 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、（一社）長野県警備業協会に強力を求める。

##### (2) 輸送手段の確保

ア 市町村からの要請等に基づき、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。（危機管理部）

イ 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県地震災害警戒本部員の活動に必要な車両を確保する。（総務部）

ウ 緊急輸送を実施するため必要に応じて（公社）長野県トラック協会及び赤帽長野県自動車運送協同組合に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」等に基づき応援を要請する。（危機管理部）

##### (3) 物資輸送拠点の確保

県は、緊急輸送を円滑に推進するため、市町村と協議のうえ、必要な物資輸送拠点の指定等準備を行うものとする。

#### 4 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

5 緊急通行車両の確認

**【市が実施する計画】**

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」第3の4「緊急通行車両確認事務」に準じ、緊急通行車両の事前届出を行う。

**【県が実施する計画】**

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第3章第9節「緊急輸送活動」の4「緊急通行車両等確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

## 第15節 他機関に対する応援の要請

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請するものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 協定等に基づく応援要請等の準備

##### ア 【市が実施する計画】（市全部局）

市は、災害が発生し、他の市町村等からの協定に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努めるものとする。

##### イ 【県が実施する計画】

(1) 県は、災害が発生し、他の都道府県等からの協定等に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努めるものとする。（危機管理部）

(2) 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊の応援を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防本部等と連絡体制を確保し、受援体制を確保するように努めるものとする。

なお、県は、東海地震注意報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市町村及び関係機関と連携して、東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備を行うものとする。

#### 2 自衛隊に対する地震防災派遣の要請

##### ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

(1) 市長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

ア 派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域

エ その他参考となるべき事項

##### イ 【県が実施する計画】

(1) 知事（地震災害警戒本部長）は、必要があるときは、国の地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）（内閣総理大臣）に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

ア 派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域

エ その他参考となるべき事項

(2) また、地震防災派遣を要請する場合は、これに先立って、陸上自衛隊第13普通科連隊に、地震防災派遣を要請する予定である旨、また要請内容について明らかにし、事前準備を依頼する。

連絡先は、震災対策編第3章第5節「自衛隊の災害派遣」のとおり。（時間内は第三科、時間外は駐屯地当直司令）

## 第16節 事業所等対策計画

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条1項に規定された施設又は事業で政令で定めるもの）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとるものとする。

なお、強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておくものとする。

これらの事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行うものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 【事業所等が実施する計画】

##### (1) 施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。
- ウ あらかじめ定められた負担に従って地震防災応急対策を実施する。

##### (2) 応急保安措置の実施

- 地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。
  - ア 火気使用を自粛する。
  - イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。
  - ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。
- なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行うこととする。

#### 2 【従業員の帰宅措置】

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておくものとする。